

○富山市教育委員会傍聴規則

平成17年4月1日

富山市教育委員会規則第2号

改正 平成27年3月31日富山市教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び年齢を傍聴人名簿に記入し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の行為の制限)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等をする事。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動をすること。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならな

い。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項ただし書の規定による議決があったとき、又は教育長が傍聴を禁じたとき、若しくは退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日富山市教委規則第2号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(富山市教育委員会傍聴規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間（以下「旧法による教育長が在職する間」という。）における富山市教育委員会の会議の傍聴に関する事項については、なお従前の例による。